

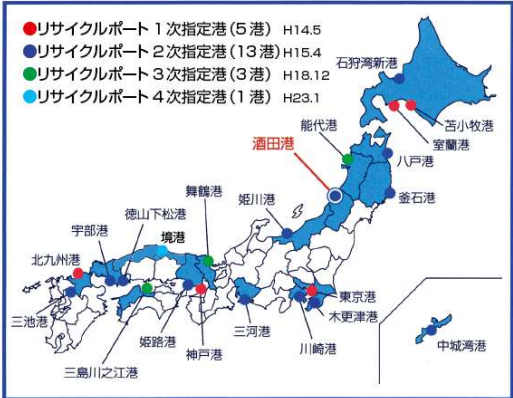
## 酒田臨海工業団地へ立地のご案内

広域的なりサイクル施設の立地に対応した静脈物流ネットワークの拠点となる港湾をリサイクルポート(総合静脈物流拠点港)として国が指定し、リサイクルの拠点づくりを支援するものです。

※静脈物流：人の血管に例えて、動脈物流である製品系の輸送に対し、生産や消費活動で排出したものの輸送をこのように表現している。

## リサイクルポート指定港

- リサイクルポート 1次指定港(5港) H14.5
- リサイクルポート 2次指定港(13港) H15.4
- リサイクルポート 3次指定港(3港) H18.1
- リサイクルポート 4次指定港(1港) H23.1



## 酒田港周辺のリサイクル及びエネルギー関連企業

酒田港に隣接する臨海工業団地には、リサイクル関連企業が進出しています。循環資源貨物の集積が進み、風力・太陽光・バイオマスの再生可能エネルギー発電施設も立地が進むなど、エネルギーポートとしての役割も担っています。エネルギー産業の新たな進展による関連分野の企業進出が期待されるエリアです。



## 酒田臨海工業団地へ立地のご案内



### 優遇措置

|     | 名 称          | 適 用 条 件                                                                                                                                                     | 内 容                                                                                                                                    |
|-----|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |              | <p>【新設】 県の誘致により、県外から新たに進出する製造業等を含む企業（製造業を営む企業及び補助工場を運営する企業）が、県内に土地又は空工場を取得して工場（補助工場を含む）を設置する場合</p>                                                          |                                                                                                                                        |
|     |              | <p>A 1. 土地を除く固定資産の取得額（消費税を除く。）が100億円以上<br/>2. 新規常雇用者（人員移転含む）が30名以上<br/>3. 用地取得から3年以内の着手、5年以内の操業</p>                                                         | <p>土地を除く固定資産の取得額<br/>補助率：10%<br/>限度額：5.0億円</p>                                                                                         |
|     |              | <p>B 1. 土地を除く固定資産の取得額3億円以上（空工場の取得の場合は、6000万円以上）<br/>2. 新規常雇用者（人員移転含む）が20名（対象経費が15億円を超える場合は20名以上）<br/>3. 用地取得から1年以内の着手、2年以内の着手、2年以内の操業</p>                   | <p>土地を除く固定資産の取得額<br/>補助率：対象経費が15億円以上の部分は20%<br/>対象経費が15億円を超える部分は5%<br/>限度額：1.0億円（20年未満は3億円）</p>                                        |
|     |              | <p>C 県の誘致により、県外から新たに進出する製造業等を含む企業（製造業を営む企業及び補助工場を運営する企業）が、県内に空工場や設備を賃貸・リースして工場（補助工場を含む）を設置する場合</p>                                                          | <p>建物・設備の賃貸・リース額<br/>補助率：5年間を対象とする。但し、リースの場合は、5年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。</p>                                                            |
|     |              | <p>D 県の誘致により、県外から新たに進出する製造業等を含む企業で、研究開発機能を設置する場合</p>                                                                                                        | <p>土地を除く固定資産の取得額<br/>補助率：25%<br/>限度額：1.0億円</p>                                                                                         |
|     |              | <p>1. 土地を除く固定資産の取得額3000万円以上（空工場の取得の場合は、1500万円以上）<br/>2. 新規常雇用者（人員移転含む）が5名以上<br/>3. 用地取得から1年以内の着手、2年以内の操業</p>                                                |                                                                                                                                        |
|     |              | <p>【新設】 県の誘致により、県外から新たに本社機能を設置する企業<br/>本社機能：経営意思決定、経営資源配分、各種業務統括などの事業をいう。（ただし、工場及び当該地域を統括する営業所は除く）</p>                                                      | <p>工場及び当該地域を統括する営業所は除く</p>                                                                                                             |
|     |              | <p>1. 本社機能を交付対象固定資産の取得額5,000万円（空オフィス等の取得の場合は2,500万円）以上<br/>2. 新規常雇用者10名（人員移転含む）以上（対象経費が15億円を超える場合は20名以上）<br/>3. 本社等建物の建設着手から2年以内の操業</p>                     | <p>土地を除く固定資産の取得額<br/>補助率：対象経費が15億円以上の部分は5%<br/>対象経費が15億円を超える部分は5%<br/>限度額：10億円（20年未満は3億円）</p>                                          |
| 県   | 山形県企業立地促進補助金 | <p>【増設】 既に県内に工場を有する製造業等を含む企業（補助工場を運営する企業を含む）で、事業の高度化等に関するもので、本県に工場を立地後5年以上（旧企業）</p>                                                                         |                                                                                                                                        |
|     |              | <p>A 1. 土地を除く固定資産取得額30億円以上<br/>2. 新規常雇用者（人員移転含む）が30名以上<br/>3. 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、3年以内の操業<br/>4. 市町村における産業施策等に沿ったものであること</p>                                | <p>土地を除く固定資産の取得額<br/>補助率：10%<br/>限度額：1.0億円（20年未満は3億円）</p>                                                                              |
|     |              | <p>B 1. 土地を除く固定資産取得5億円以上<br/>2. 新規常雇用者（人員移転含む）が原則①10名以上 ②20名以上<br/>3. 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年（対象経費が15億円を超える場合は3年）以内の操業<br/>4. 市町村における産業施策等に沿ったものであること</p>    | <p>土地を除く固定資産の取得額<br/>補助率：5%<br/>限度額：3.0億円（①1.5億円）</p>                                                                                  |
|     |              | <p>C 既に県内に工場を有する製造業等を含む企業（補助工場を運営する企業を含む）が、既に空工場や設備を賃貸・リースして工場（補助工場を含む）を増設する場合</p>                                                                          | <p>建物・設備の賃貸・リース 補助率5%<br/>※事業後5年間を対象とする。但し、リースの場合は、5年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。</p>                                                       |
|     |              | <p>1. 新規常雇用者（人員移転含む）が10名以上</p>                                                                                                                              | <p>土地を除く固定資産の取得額<br/>補助率：対象経費が15億円以上の部分は20%<br/>対象経費が15億円を超える部分は5%<br/>限度額：1.0億円（20年未満は3億円）</p>                                        |
|     |              | <p>事業の高度化等に関するもので新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合</p>                                                                                                        |                                                                                                                                        |
|     |              | <p>1. 土地を除く固定資産の取得額3億円以上<br/>2. 新規常雇用者（人員移転含む）が10名（対象経費が15億円を超える場合は20名以上）<br/>3. 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年（対象経費が15億円を超える場合は3年）以内の操業</p>                        |                                                                                                                                        |
|     |              | <p>山形県循環型産業施設整備事業補助金（リサイクル施設、設備整備事業）</p>                                                                                                                    |                                                                                                                                        |
|     |              | <p>酒田臨海工業団地及び島島工業団地において実施される施設・設備整備</p>                                                                                                                     |                                                                                                                                        |
|     |              | <p>1. 産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進を目的とするもの<br/>2. 廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進を目的とする事業等（自らの、自らが行った3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に必要と判断した技術を用いたもの）<br/>3. 使用小型電機機器等の再資源化の推進を目的とするもの</p> | <p>補助率：1/2 / 限度額：1,000万円<br/>（廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進を目的とする事業等（自らの、自らが行った3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に必要と判断した技術を用いたもの）に対する施設・設備に係る事業は2,000万円）</p> |
|     |              | <p>酒田市用地取得補助金</p>                                                                                                                                           | <p>用地取得額（a）30% または（b）20%<br/>限度額（a）2億円（b）1億円<br/>（敷地は限度額1億円）</p>                                                                       |
|     |              | <p>1. 製造業等（a）5名以上（大企業30名以上）<br/>また（b）3名以上（大企業10名以上）<br/>2. 新規雇用10名以上（大企業50名以上）</p>                                                                          |                                                                                                                                        |
| 市   |              | <p>1. 酒田市外から進出の製造業、情報サービス業等<br/>2. 用地取得額1,000万円以上<br/>3. 新規雇用10名以上（大企業50名以上）</p>                                                                            | <p>用地取得額の50%<br/>限度額3億円</p>                                                                                                            |
|     |              | <p>酒田市設備投資促進補助金</p>                                                                                                                                         |                                                                                                                                        |
|     |              | <p>1. 酒田市外から臨海工業団地へ進出した製造業等（新設又は移転）<br/>2. 投下固定資産総額2,000万円超</p>                                                                                             | <p>固定資産税課税標準額の3.0%（新設又は移転）<br/>限度額：1億円<br/>※他法により減税効果等を受けることができるものを除く</p>                                                              |
|     |              | <p>1. 酒田市外から臨海工業団地へ進出した製造業等（新設）<br/>2. 投下固定資産総額2,000万円超</p>                                                                                                 | <p>固定資産税課税標準額の4.2%（新設）<br/>限度額：1億円<br/>※他法により減税効果等を受けることができるものを除く</p>                                                                  |
| 県・市 | 産業立地促進資金     | <p>1. 本県産業の高度化に資することが期待できるもの<br/>2. 県及び酒田市の認定を受けたもの</p>                                                                                                     | <p>1. 資金使途 運転資金、設備資金<br/>2. 限度額 20億円<br/>3. 償還方法 20年以内（設備資金）、5年以内（運転資金）<br/>4. 利率 年1.1%（変動金利）</p>                                      |

※ 上記の補助制度の他に、有機エレクトロニクス、バイオ、自動車、航空機関連企業への補助率上乘せ制度や雪対策・物流関連施設・デポ関連施設についての支援制度等があります。